第8章 おわりに

第8章 おわりに

本調査研究は、人材育成サービスの国際標準化を踏まえた公共職業訓練の質保証に関する調査研究の2年間の成果を取りまとめたものである。

本調査研究の取り組みは、平成21年度より着手し、ISO29990の規格が欧州を中心に高まってきた段階であった。正確には、ISOが2006年11月、TC(Technical Committee)232を設置し、非公式教育サービス分野における品質保証の共通モデル、手法、基準を確立させるための国際標準化に着手し、これにより、教育または訓練の品質と効果および知識移転の向上を保証し、提供される一連の教育サービスの透明性及び比較可能性を高めることを目指して活動を開始した。本調査研究は、ISO規格段階のCD(committee draft)の段階で着手し、日本も審議団体を立ち上げ、ISO/TC23専門委員会に参画し始めた。この度のISOにおけるTC232の立上げは、経済活動全般の国際化、国際競争の激化等に伴い、「人材確保」「職業生涯にわたる教育訓練、これによる人材の質の維持・向上」が各国共有の課題として重要性を増し、これを支える教育訓練サービスの品質保証とレベルアップがより一層求められる中で、多くの関係者の間で、教育訓練サービスに係る国際規格制定の機運が生まれ、具体化したものと理解できる。

特に、シドニー会議においては、日本における教育訓練の質保証として雇用・能力開発機構の教育訓練ガイドラインが紹介され、世界からも評価された。その後、日本(東京)においても大会が開催され、日本も重要なPメンバー(Participation member:積極参加メンバー)として活動した。

また、機構は、「雇用・能力開発機構版教育訓練ガイドライン」のノウハウをベースに、調査研究の推進を行うことと並行に、ISO/TC232 国内審議委員会の分科会である企画・専門分科会の委員として参画すると共に、ISO の規格制作に貢献を果たしてきた(日本コメントの約7割近くは、厚労省、機構の意見が採用された)。

なお、調査研究の成果として、平成21年度版調査研究中間報告書が国内審議委員会 でも取り上げられ、国際規格策定に当たって貢献した。

現在は、ISO29990 として、2010年8月30日に規格発行されている。

その後の動きとして、本調査研究でも取り上げた諸外国の教育訓練実態(第3章参照)などの調査及び日本における企業内訓練(第5章参照)や教育訓練機関の実態調査(第4章参照)から、日本における教育訓練の質保証の重要性や資格枠組み構築の必要性を提言し、日本版NVQ構想へと発展を見ている。

特に、第3章の諸外国の教育訓練の実態調査では、欧州諸国が、教育、職業訓練、資格制度を改革する起爆剤として、EQF(欧州資格枠組み)に準拠したNQF(国単位の資格枠組み)の構築、そして職業教育訓練の質確保に積極的に取り組んでいる内容を調査報

告し、「日本版資格枠組み(JQF)」の策定と職業教育訓練の品質保証システムの構築を日本でも早期に目指すべきであろうことを提言した。

また、第4章では、日本における当該分野の教育訓練サービスの品質保証の取り組み実態として、社会人を対象とした教育関連事業で実施している教育訓練コースの品質を確保し保証するために、教育訓練プロバイダーはどのような取組みを行っているのか、その実状について述べてきた。その内容は、コースの品質の維持・向上に向けた取組みについては、「雇用・能力開発機構版教育訓練ガイドライン」に示されている PDCA サイクルの中で、P (Plan) に該当する「ニーズ把握・コース設定に関する取組み」、D (Do)のプロセスに該当する「コースの実施に関する取組み」、C (Check) または A (Act) にあたる「コースの評価に関する取組み」の設問を設定し、社会人を主な対象とした教育関連活動・事業を実施している 1,894 組織に、それぞれの取組みをどの程度の範囲のコースで実施しているかをたずねたもので、教育訓練プロバイダーの設定コースの概ね半数のコースで品質保証に取り組んでいることが分かった。逆に言えば、約半数は取り組んでいないとも理解できる。このことから、「雇用・能力開発機構版教育訓練ガイドライン」を参考に、何らかしらの質保証の仕組みを構築していく必要があることが分かった。

第5章では、民間企業訓練の実例と民間教育機関の実例を提示し、教育訓練の質保証に対する具体的取り組みとしての事例を示すことによって、今後の具体的質保証の構築に向けて参考になればと考えた。今回の事例では、日本でも最大手の企業であるため、教育訓練に対する質保証は、研修の体系を構築し、PDCAによる質保証を実施するなど、しっかりと行われていることが分かった。なお、教育訓練の質保証という面のみならず、階層別研修や技能評価制度などを取り入れ、人事制度とリンクさせた人材育成のサイクルを回す仕組みも構築されている点も特徴としてあげられる。

第6章では、国際標準化を踏まえた公共職業訓練の質保証のあり方について述べ、国際標準化による影響等を考察した。また、「雇用・能力開発機構版教育訓練ガイドライン」と IS029990 との比較を行い、機構ガイドラインと IS029990 とは、ほぼ同様な内容を踏まえていることを確認するとともに、機構のガイドラインがより具体的内容に触れていることも確認した。今後の IS029990 の認証スキームの構築に参考になれば幸いである。

第7章では、訓練指導者・管理者に必要な能力要件と訓練環境の整備について述べたが、現在、業界・職種・ベンダーに依存しない教育・訓練指導者向けの国際資格で、かつ細かなチェックポイントを具体的に問う資格が CompTIA の CTT+資格の他には存在しないため、ここで述べることにした。今後は、日本の公共職業訓練教育、また初等・中等・高等教育、更には一般の教育事業者の方々における教授法のガイドラインとなれば幸いである。

最後に、職業能力開発の質保証に関して言えば、第9次能力開発基本計画においても、 質保証を重視しており、それを裏打ちする訓練カリキュラムや職業能力評価システム等 の職業能力開発のインフラ整備を行うプロデュース機能(総合調整機能)を戦略的に強 化することが必要であるとされている。また、職業能力が公平・公正に評価される、能 力本位の労働市場を形成し、社会全体で実践的なキャリア・アップを図り、労働者の技 能や社会的評価の向上、円滑な就職や転職、企業内における適切な能力評価、労働者に 対するキャリア形成やスキルアップのインセンテイブの付与等を実現するためには、職 業能力を客観的に評価する「ものさし」が必要であり、教育訓練の質保証と連携した職 業能力の評価システムの整備を図る必要があるとしている。

そのためには、官民の教育訓練サービスの品質保証・継続的改善を叶える具体的仕組 みの整備が必要であることから、厚労省において、公共職業訓練を委託する民間教育訓 練のための専門ガイドラインを作成すべく検討が開始された。

これは、民間教育訓練機関等の実施する職業訓練の品質を維持・向上させるため、非公式教育・訓練における学習サービスに係る国際規格である IS029990 の発行を踏まえ、公的職業訓練の質の保証及び向上、民間教育訓練機関の質の保証及び向上の支援、民間教育訓練機関を委託訓練や今後創設が予定される求職者支援制度における訓練の実施機関として活用する場合の質の保証及び向上等のツールとして活用するものである。

本調査研究及び日本唯一の雇用・能力開発機構版教育訓練ガイドラインがその策定の 一助になれば幸いである。